

教職員各位

新型コロナウイルス感染症への対応について（第8版）

青森県立保健大学危機管理対策本部

令和3年3月22日付で政府の緊急事態宣言が解除されたことを受け、同日付で青森県において、移動の自粛要請が変更されました。

これに伴い、本学における対応を改めたので、以下に従って行動するとともに、別添1の『「新しい生活様式」の実践例』を参考に感染拡大防止に留意してください。

なお、事態の進展に伴う対応は「青森県立保健大学における新型コロナウイルス感染症のフェーズに応じた対応方針」を基に本学の危機管理対策本部が随時決定していきます。

1 授業について

(1) 対面授業について

対面授業を継続しますので、授業の実施に当たっては、感染対策を徹底してください。

(2) 遠隔授業について

遠隔授業への移行については、感染拡大の状況を踏まえて、大学が判断し、学生・教職員等に周知しますので、遠隔授業の実施体制を整えてください。

2 県外等への移動について

発熱等の症状がある場合の移動は自粛してください。

(1) 県外への移動について

ア 緊急事態宣言対象地域への移動

緊急事態宣言が解除されたため、現在、緊急事態宣言対象地域はありません。今後、新たに、緊急事態宣言が行われた場合には、青森県の対応方針に準拠した対応としますが、基本的な対応は下記のとおりです。なお、緊急事態宣言対象地域は、随時、教職員にはサイボウズ、学生にはキャンパスメイトで周知します。

【緊急事態宣言対象地域への移動に係る基本的な対応】

- 移動を自粛してください。
- やむを得ない理由により、移動する場合は、感染対策を徹底し、移動先での不要不急の外出は控えてください。
- 緊急事態宣言対象地域から移動してきた場合は、2週間の出勤停止としますので、その間は不要不急の外出を自粛し、人との接触は必要最小限にとどめてください。
- 出勤停止期間の考え方については別添2「緊急事態宣言対象地域への移動後の出席（出勤）停止の考え方」を御確認ください。

イ 緊急事態宣言対象地域を除く県外への移動

(ア) 感染拡大地域への移動

感染拡大地域への不要不急の移動は自粛してください。

なお、感染拡大地域は日々変化することから、積極的に情報収集を行い、感染防止に努めてください。

(イ) その他の地域への移動

制限はありませんが、移動先の感染状況を確認し、慎重に判断するとともに、移動先の自治体を実施する措置に従って慎重な行動をしてください。

(2) 県内の移動について

県内の移動に制限はありませんが、マスクを着用する等感染対策を徹底してください。

(3) 出張等について

出張等は可能な限り、書面又はウェブ会議等により代替してください。

3 移動後の健康観察と記録について

緊急事態宣言対象地域又は県外の感染拡大地域への移動後は、検温等の健康観察の結果を2週間記録してください。

4 外出について

(1) 適切な感染防止対策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所への外出は控えてください。

なお、外出する際は、屋内にいるときや会話をするときはマスクを着用し、人との適切な距離(できるだけ2 m、最低1 m:ソーシャルディスタンス)を保ち、「3つの密」①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話・発声する密接場面を避けるとともに以下に留意してください。

ア イベント、会議、スポーツ、夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、「3つの密」が同時に重なる場を避けることを徹底してください。「3つの密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減させるため、できるだけ「ゼロ密」を目指してください。

イ 業務終了後の大人数での会食や飲み会は避けてください。

送別会などの会食は、できるだけ「普段から一緒にいる人」と「少人数」で行うようにしてください。

ウ 会食等で飲食店等を利用する場合は、自己適合宣言マーク等の表示に留意するとともに、大声を出す行動(大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど)は自粛してください。

また、体調が悪い場合は参加しないでください。

※自己適合宣言マークとは、感染防止のためのガイドラインを遵守している店舗に対し自治体等がステッカー等を配布し表示するものです。

青森県では、「あおり観光新型コロナ対策推進宣言施設」の名称で表示していますが、都道府県や市町村によって、名称は異なります。

(2) 公共交通機関は、混んでいる時間帯を避け、マスクを着用して利用ください。

(3) 手洗い、咳エチケット等の感染対策を徹底してください。

5 自宅等における感染対策について

(1) 毎朝、検温等の健康観察を行ってください。

(2) 手洗い・手指消毒を徹底してください。

6 授業及び学生への指示等について

- (1) 本学の「基本方針」及び「新型コロナウイルス感染症への対応について（教職員各位、学生各位）」をサイボウズに掲載していますので、随時確認し、これに基づいた指導をお願いいたします。
- (2) 授業の際のマスクの着用について、状況に応じて学生に指示してください。
- (3) 施設使用時は必ず換気設備のスイッチを入れ、施設管理担当の指示に従って扉を開放してください。
- (4) 体調不良により出席停止を指示している間の授業については、学生に学習の機会を確保する必要がありますので、指導をお願いします。

※出席停止について

①出席停止とは

学校保健安全法により定められており、感染症に感染している、感染の疑いがある、又は感染する恐れがあるときは学校長が出席を停止させることができます。出席停止となる場合は、解除の指示があるまでは出席できません。

②出席停止期間中の取扱いについて

学習の機会を確保すること

学生には出席停止が解除された際に、担当教員へ相談するよう周知しています。

- (5) 密集、密接を避けるために交流センターの座席数を半分以下に減らしていることから、コミュニティホール（C棟1階厚生棟）の積極的な利用の他、当分の間、昼休みに限り、学生に教室（実験室、実習室及び床面がじゅうたん敷となっている教室を除く）での飲食を認めています。対面での飲食は控えるよう指示していますので御留意ください。

7 在宅勤務について

必要に応じて在宅勤務を認めますので、以下により手続きを行ってください。

(1) 教員

「在宅勤務願」を原則として事前に所属長に提出し、承認を受け、総務課まで提出してください。

(2) 事務職員

「公立大学法人青森県立保健大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務に係る実施要領」（令和2年5月7日付け）により手続きを行ってください。

8 感染が疑われる症状がある場合について

風邪症状や微熱を含む短期間の発熱その他の症状がある場合は、自宅待機の上、保健室に連絡をして指示を受けてください。

また、医療機関を受診する際は、以下のとおり対応してください。

(1) かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医に電話相談してください。

①相談先のかかりつけ医が対応可能の場合

指定された時間に受診してください。

②相談先のかかりつけ医が対応不可の場合

かかりつけ医から案内された他の診療・検査医療機関に相談してください。

(2) かかりつけ医がいない場合

県コールセンターに電話してください。

9 PCR検査等に関する連絡と対応について

- (1) 以下の①～④に該当する場合は、下記に連絡してください。
平日の場合 時間：8:30～15:30 連絡先：017-765-2112（保健室）
上記に連絡がつかなかった場合 連絡先：017-765-2111（防災センター）
防災センターからリスクマネジメント担当職員へ連絡します。
- ① 新型コロナウイルス感染症の疑いによりPCR検査等を受けることになった場合
 - ② 濃厚接触者となった場合
 - ③ 濃厚接触者ではないが、保健所の指示等により、PCR検査等を受けることになった場合
 - ④ 同居の家族等が②又は③に該当する場合（以下、濃厚接触者等という。）
- (2) 出勤停止等の対応
基本的に、PCR検査等の結果が陽性となった場合は、新型コロナウイルス感染症が治癒するまでの間、出勤停止となります。また、陰性でも、健康観察期間（感染者と最後に接触があつてから2週間）が経過するまでは、保健所の指示等に従って、個別に出勤停止等の対応を決定します。
- (3) 同居の家族等が、濃厚接触者等となった場合は、家庭内での感染対策を徹底し、家族等の健康観察中は、できる限り家庭内での接触を控えてください。

10 県外からの講師等の招へいについて

- (1) 緊急事態宣言対象地域からの講師等については、原則、来学を認めないこととしますので、遠隔授業等により対応することを検討してください。
- (2) 緊急事態宣言対象地域を除く県外からの講師については、可能な限り遠隔授業等により対応することを検討してください。
なお、来学する場合は、健康状態及び移動歴等の確認をお願いします。

11 相談窓口について

学生を対象としてメールによる以下の専用相談窓口を開設していますので、御留意ください。（平日、日中の回答となります。）なお、教務学生課や総務課の窓口での相談も受け付けています。

- (1) 奨学金、授業料の減免及び実習宿泊料等助成について（教務学生課）
新型コロナウイルス感染症対策学生支援窓口
TEL:017-765-2007
E-Mail: support2020@uuhw.ac.jp
- (2) 授業料の納入猶予に関する相談について（総務課）
TEL:017-765-2006
E-Mail:gakuhi@uuhw.ac.jp
- (3) ドミトリーへの宿泊の相談について（総務課）
TEL:017-765-2005

12 LINE公式アカウント「青森県-新型コロナ対策パーソナルサポート」について

青森県では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を配信するためのLINE公式アカウントを開設しています。

当該アカウントを「友達」に追加すると、青森県内における感染者の発生状況、その他新型コロナウイルス感染症に関する情報が配信されますので、御活用ください。

友達への追加は左記のQRコードをスキャンする、またはLINEで「青森県 コロナ」又は「@aomori.covid-19」と検索してください。



13 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用について

厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を活用することで、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受け取ることができ、それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出の自粛など適切な行動をとることができます。

なお、個人情報等は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されます。

アプリのインストール方法等詳しくは、以下の URL 若しくは QR コードにアクセスし、確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



14 情報共有について

本方針は基本的な事項を記載したものであり、具体的な取扱いは、各部局から示されたものに従ってください。今後もサイボウズにより情報を配信しますので、毎日、確認してください。

15 対応の更新について

第1版	令和2年10月9日	制定
第2版	令和2年11月11日	改定
第3版	令和2年11月18日	改定
第4版	令和2年12月1日	改定
第5版	令和3年1月8日	改定
第6版	令和3年1月14日	改定
第7版	令和3年2月5日	改定
第8版	令和3年3月23日	改定

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

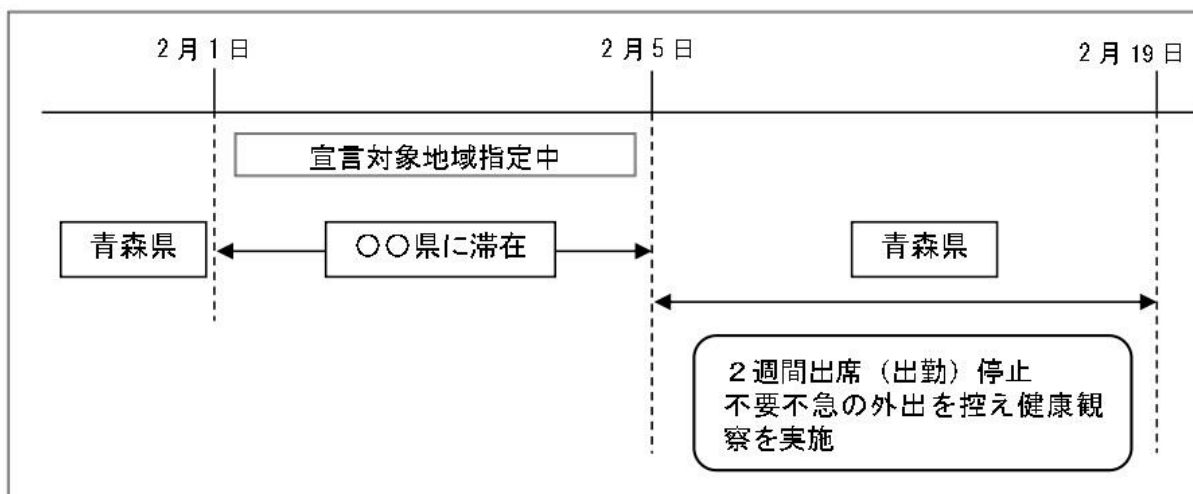
(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

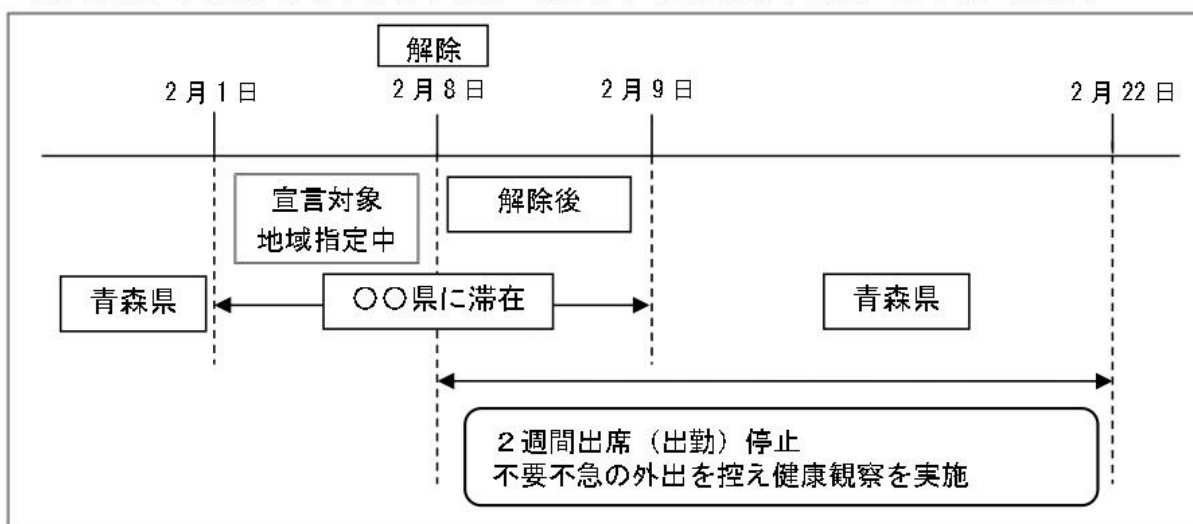
※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

緊急事態宣言対象地域への移動後の出席（出勤）停止の考え方

1 緊急事態宣言対象地域である〇〇県へ滞在して帰青した場合



2 緊急事態宣言対象地域である〇〇県へ滞在中に特定警戒の指定が解除された場合



3 緊急事態宣言対象地域の指定が解除された後に当該〇〇県に滞在した場合

